

データ連携基盤検討支援業務委託仕様書

1 委託業務名

データ連携基盤検討支援業務

2 業務目的

地域が抱える課題をデータ、ICT の利活用により解決するスマートシティの取組を効果的に実施するために必要となるデータ連携基盤について、そのあり方等を兵庫県とともに検討し、兵庫県におけるスマートシティの取組を支援することを目的とする。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

4 事業費

500万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

兵庫県（以下「委託者」という。）から本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、この事業の目的及び以下の事項を踏まえ、事業を実施すること。

(1) 運営体制

ア 受託者は、委託者と以下の団体等の窓口となる責任者（以下「責任者」という。）を置くこと。

（ア）委託者が別途組成する「スマートひょうご推進検討会（仮）」（以下「検討会」という。）に参画する県内市町

（イ）検討に資する情報提供を提供する事業者等

イ 責任者は、以下の国内外の動向について、十分に把握している者とする。

（ア）スマートシティの取組

（イ）データ連携基盤の取組、最新技術

（ウ）上記にかかる政府の動向

(2) 全体スケジュール（下記日程を目安に実施すること）

6月～7月 検討会組成支援

7月～12月 検討実施

2月下旬 検討成果報告書（暫定版）の提出

3月中旬 検討成果報告会

3月下旬 検討成果報告書（最終版）の提出

(3) 事業内容

ア 検討会組成支援

- (ア) 兵庫県におけるスマートシティの取組を推進するためのデータ連携基盤の検討会の組成について、必要な支援を行うこと。
- (イ) 支援に当たり、必要に応じて受託者は、他自治体がスマートシティ推進のために独自に組成する検討会等にかかる情報など、有益と考えられる知見を適宜、委託者へ提供すること。
- (ウ) 検討会の組成は令和5年7月中頃を目処に行えるよう委託者を支援すること。

イ データ連携基盤検討支援

- (ア) 受託者は、兵庫県におけるデータ連携基盤の整備及び費用負担のあり方について令和5年度中に方向性を示すことを目標に検討会を運営する。
- (イ) 主な論点は当初以下を想定するが、検討の進捗や政府の動向等に応じて委託者と十分に協議して検討会の運営を進めること。
 - ・ 県におけるデータ連携基盤整備の必要性
 - ・ 県が整備する場合のデータ連携基盤の仕様
 - ・ 費用対効果の高い整備及び運営のあり方
 - ・ 市町との役割分担や費用負担のあり方 等
- (ウ) 受託者は上記の目標を達成する検討スケジュールを作成し、概ね月1回程度の検討会（オンラインを想定・1～2時間程度）を開催、運営すること。検討会では、検討に必要な論点を整理するとともに、検討に資する情報（データ連携基盤の整備費用、運用費用の試算を含む。）を提供することとし、必要に応じて知見を有する事業者や有識者から知見の提供を求めるものとする。知見の提供に係る費用は委託契約に含める。なお有識者へ謝金・旅費を支払う場合は、委託者の規定によるものとする。
- (エ) 検討会を開催した場合は、議事録を作成するとともに論点を整理し、検討会開催の日から起算して1週間を目途に委託者へ報告すること。
- (オ) 検討会の運営にあたっては、事務局（兵庫県企画部情報政策課）と十分に情報を共有し検討会を運営すること。
- (カ) 受託者は、検討結果の整理及び方向性の整理を行い、検討成果の報告書を作成すること。暫定版を令和6年2月下旬までに作成することとし、「ウ 検討成果報告会」に記す報告会の開催結果を踏まえ、3月下旬までに完成させること。

ウ 検討成果報告会

- ・ 受託者は、検討成果報告書（暫定版）の説明会を県内市町（検討会に参加しない市町含む）向け（オンライン開催を想定）に開催すること。この説明会は、令和6年3月中旬までに開催すること。

6 支払条件等

- ・委託者は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。

7 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、業務計画書を作成し、委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に委託者の承諾を得ること。
- (5) この業務で得られた著作物等の成果物については、委託者に帰属するものであること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する条例（平成8年10月9日兵庫県条例第24号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

ア 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

イ 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

9 成果物納品場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県 企画部 情報政策課 スマートシティ推進班

電話 078-362-9013

電子メール johoseisaku@pref.hyogo.lg.jp